

家屋の改造や解体に伴う水道課への届出のお願い

家屋の改造、解体または外構工事などにより、給水装置（お客様の家に配管されている水道管）が破損する漏水事故などのトラブルを防ぐため、それらの工事に伴い、**給水装置（下記 一般図参照）の改造や撤去を行う場合は、安来市指定給水装置工事事業者を通じて、事前に給水装置工事申請が必要**です。

【工事を行う前に】

➤敷地内に上水道が引き込みされているのか、または使用中なのかを、土地や建物の所有者など工事を依頼した方に確認し、引き込みされている場合は、**給水装置の配管位置を必ず確認**してください。

※給水装置の所有者でなければ、原則、水道課で所有する宅内配管図は閲覧できませんので、施工業者の方が閲覧するには、「給水装置工事閲覧申請書」が必要となります。

➤工事などにより、**既存の給水装置を改造・撤去する場合は、安来市指定給水装置工事事業者に相談**してください。

➤また、既存の給水装置を改造・撤去しないが、**安全のために止水しておく場合は、止水栓やメーターボックスを現地で確認し、止水栓が正常に機能するのか確認**をしてください。

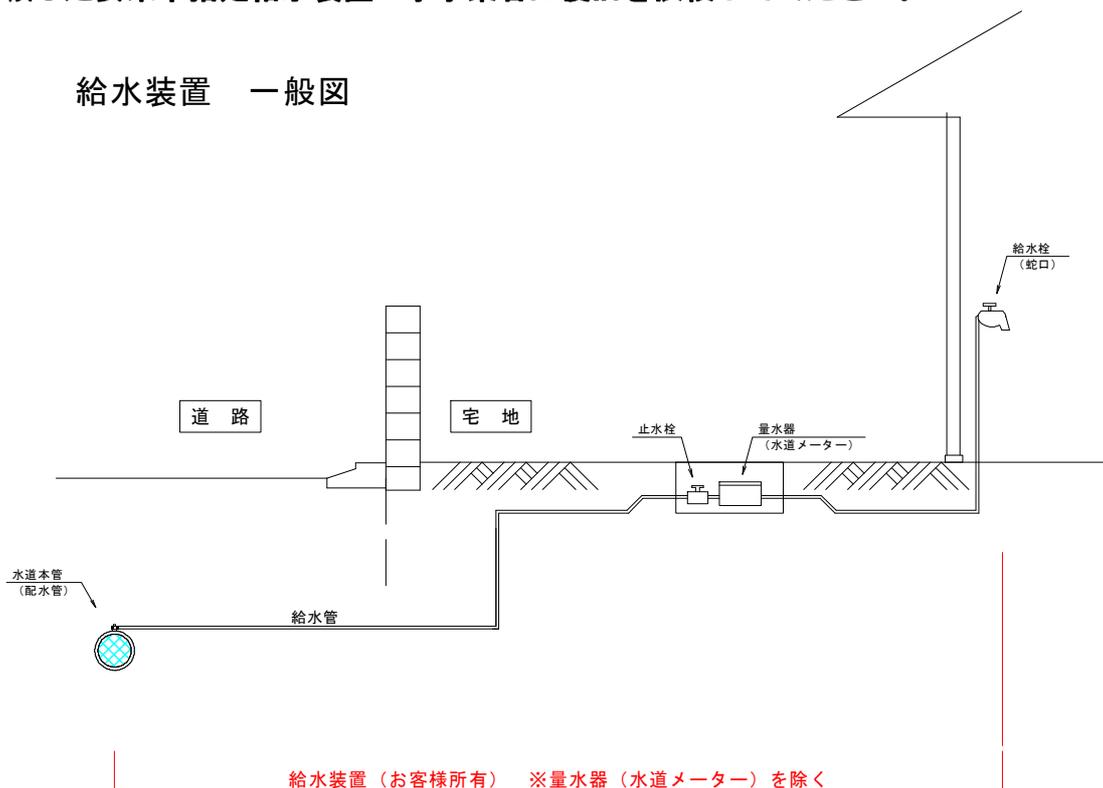
【施行当日】

➤作業員に**給水装置の位置を確認**させると共に、破損することがないように**慎重に施工**してください。

➤宅内配管は、浅いところに埋設されている場合があるので注意してください。

【給水装置が破損した場合】

➤誤って**給水装置を破損**させた場合は、**速やかに水道課へ連絡**をすると共に、工事を依頼した**安来市指定給水装置工事事業者に復旧を依頼**してください。



申請フローチャート

給水装置（一般図）に係る改造・撤去の計画



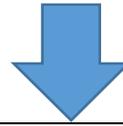
安来市指定給水工事事業者へ工事依頼（施主と指定工事事業者との契約です）

※指定給水工事事業者は安来市HPの一覧をご参照ください。



給水装置工事申請書の提出

※申請受理から承認まで、約 1 週間程度掛かります。



申請承認後、改造・撤去工事の着手



改造・撤去工事の完了



給水装置工事精算書の提出

お問い合わせ先

安来市水道工務課（伯太庁舎）

住所：安来市伯太町東母里 580 番地

電話：0854-23-2021